



第8回会合における構成員からの主なご意見

2022年1月24日
事務局

1 事業者団体ヒアリング

<p>一般社団法人LBMA Japan</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 10ページにおいて、「個人が特定されないよう、データに加工が施されます。」と記載があるが、一般的に、個人を特定して使うこともあり得ると思うため、必要に応じた加工であればよく、無理に記載する必要はないのではないか。【高橋構成員】
	<ul style="list-style-type: none"> ■ ガイドラインは、社会にコミットするものであると思うため、ぜひ公開いただきたい。【古谷構成員】
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5ページにおいて、「位置情報関連の相談窓口の設置」と記載があるが、貴団体のホームページを拝見したところ、「Contact Us」という中に入っている。「コンタクト」と「相談」は全く意味合いが違うため、可能であれば、トップページに「相談窓口」として掲載いただきたい。【古谷構成員】

2 事業者ヒアリング

<p>トレジャーデータ株式会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般的に、業界団体の相談窓口は、企業寄りと批判されることもあるため、どのような人が、どのような考え方に基づいてやっているのかやプロセス等も含め、利用者保護になっているのかを可視化する形で進めていただきたい。【古谷構成員】
----------------------------	--

3 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正骨子（案）

<p>プロファイリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ プロファイリングに関しては、電気通信事業者だけに閉じていない話と思っている。その観点で言うと、電気通信事業ガイドラインでやることというよりは、個人情報保護法全体に関わるため、個人情報保護委員会に対して、プロファイリングに関して今後どのような法制度があるべきかを御検討いただくことをお願いしたい。【佐藤構成員】
<p>モニタリング等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 7ページのモニタリングのところの、太田構成員の御指摘に係る補足であるが、外部通信モジュールというのは、JavaScriptのライブラリーであれば、確かに観測性はあるが、実際問題として、そのサーバー側に処理をだいたい委託しているため、実は見えていないところがある。そのため、何らかの外部ライブラリーを事業者が利用するのであれば、そのライブラリーがどのような情報を収集して、どのようなところに情報を送っているのかということをきちんと御説明していただくという何らかの制度をつくることが重要である。【佐藤構成員】

4 利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた今後の取組の方向性

- 参考資料3の18ページの整理の書きぶりが、提供の同意やオプトアウトのようになっている。しかし、この会議でも何回か出てきたが、ここに出ているような例は、基本的には、第三者サーバーがタグを設置してもらっているだけの認識である。

個人情報保護委員会のQAかパブコメの回答かにおいても、直接取得というパターンで、一番典型的な広告のためのタグを載せているような場合は、義務を負うのが第三者サーバーと書いてあるほうの人であると整理されている。もちろん、様々なパターンがあり、リターゲティング広告の際は、左側のウェブサイトのサーバーやアプリのサーバーの提供者が義務を負う場合もあるが、この場合は電気通信役務利用者情報の義務を負うのは、左側の青い人のように書いてあるものの、基本的には、赤い人が取得の委託をしているということだと思う。この整理は、個人情報保護法とずれると非常に大変なことになるため、ずらさないほうが良いと思う。

そうであれば、第三者サーバーがサードパーティクッキーの取得の委託をしている場合や、リターゲティング広告でアプリのサーバーから実際に第三者サーバーに個人関連情報をアップするような場合など、色々なパターンがあるため、分けないといけないとともに、両方に義務をかけるのかについても整理しないといけないと思う。

何となくピックアップされているのが、ウェブサイトのサーバーをやっている方の人だが、通常のパターンの場合は、第三者のサーバーと書いてある人が取得の同意乃至オプトアウトを用意しなければいけないという話であり、JIAAのガイドラインも当然そうになっているわけで、そのようにするのか。この場合、ウェブサイトのサーバーのほうは取り扱っていないという整理になっているが、それが電気通信事業法では違うということになると大混乱になるため、合わせたほうが良いと思う。【板倉構成員】

- ガイドラインの方の整理で、電気通信役務利用者情報を入れる旨記載があり、今のところはそうであろうが、ここから先、電気通信役務利用者情報の法制化の議論が進み、電気通信役務利用者情報の何らかの指針のようなものが出た場合、ガイドライン、電気通信役務利用者情報の何らかの指針、通信の秘密の行政処分のための基準の3つの整理はどうなるのか。【板倉構成員】

- なぜ総務省の電気通信事業ガイドラインだけ、主体が総務省なのかよく分からない。全体に関わるものだから全体で検討してくれと個人情報保護委員会に言ったほうが良いのではないかという話があり、別に電気通信事業者に限らず参考になるため、当然実務では参考になると思うが、その際になぜかクレジットが総務省だけということになると、一体それはどこまで個人情報保護法の一般的な基準として参考にして良いのかについて困ると思われる。主体については、2015年改正のときからであるため、どこかで整理しなければならないと思う。【板倉構成員】

4 利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた今後の取組の方向性

- 資料4について、「利用者に関する情報の取得に関する規律（案）」というところで、規律の内容に関して、原則として利用者の同意を取得してあって、その下に同意の取得を不要とする情報ということで、必要な情報とオプトアウト措置が行われていることという記載があるが、裏を返すと、オプトアウト措置がなくても、同意を取得すれば良いように読めてしまう。

何が問題かという、同意をとりあえず取ればいいのかという話になってくると、直接取得なのかどうかという問題はあるが、「例えばクッキーを第三者に直接取得させています」ということの同意取得なのか。どのような情報が必要で、何を同意とみなすのかについて、同意取得をすればオプトアウトの措置がなくても良いとなってしまうと、適当に「クッキーを使うけど良いですか」、「SDKでそのIDFAやAIDを使うけど良いですか」、という同意にとどまってしまう、第三者が直接取得していることなのか、委託なのか何なのかというのが分からないとともに、それが嫌だと思った人で、一回同意した後にオプトアウトしたいと思った人がオプトアウトできなくても良いと読めてしまうため、このオプトアウト措置というのは必須の事項で、その上で同意を取得するという内容の方が良いのではないか。【太田構成員】

- 太田構成員の、オプトアウトをきちんと実現して欲しいという意見に賛同する。【沢田構成員】
- 現在、オプトアウトを提供されている者、されていない者がいるため、皆さんしっかりオプトアウトでき、情報の取得を止めることができるということを前提に、規律を考えられたら良いのではないか。【小林構成員】

- 現状は広告事業者さんが用意しているオプトアウトというのは、行動ターゲティング広告の配信を停止するオプトアウトであって、情報の送信を停止する、情報の取得を停止するオプトアウトでないことが多いため、オプトアウトというのが何を意味しているのかについても整理をすべき。この規律の内容からすると、情報の送信自体を停止するというような措置が必要になるのではないかと考えている。【太田構成員】

- 資料4の3ページ目について、「同意の取得を不要とする情報（案）」という記載があるが、これを単純に一括りにしてはまずいと感している。OSの情報や表示言語というのは単純な表示のためのものにはなるが、例えば、ファーストパーティクッキーについては、サービスで使うものである形があるため、少なくとも何らかのサービスで使うということであれば、通知や公表は必要ではないかと考えており、その点は付け加えたほうが良いのではないか。これらの情報の中でも、必須情報とそうではない情報という分類の仕方があるため、この辺についても検討しておく必要があるのではないか。【寺田構成員】

4 利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた今後の取組の方向性

- 資料4は、電気通信事業法の適用を受けない事業者にも参考になると思うため、ぜひ紹介したいと思うが、参考にするだけなのか、将来的にはこの中身が個人情報保護法にも反映されるので今からよく見ておくと良いという言い方になるのか、罰則などはかからないが直接対象だと説明するのか、どのように説明すれば良いのかなかなか難しく感じている。
一般的なウェブサイト運営者やアプリ提供者は電気通信事業法をあまり意識していないと思われるので、ガイドラインの最初のほうで、法律との関係、特に対象範囲を御説明いただけると良いのではないかと。電気通信事業参入マニュアル（追補版）で説明できているとのことだが、それだけだと分かりにくく、不親切なので、もう少しきちんと書いてほしい。【沢田構成員】
- ハードローに落とすときの規律の在り方として、端末に保存された情報という切り口にするのか、端末の処理能力を利用することという切り口にするのか。eプライバシー指令は前者、eプライバシー規則案はおそらく後者ということで、これをどう書くかで技術ニュートラルな今後を見据えた規律の在り方にできるかが関わってくるのではないかと。【生貝構成員】
- プライバシーという個人の権利利益が、大きな議論になっているが、電気通信事業法の中で考えるとすると、通信に準じたものというものが、この通信の信頼性という観点から、個人あるいは法人の情報というもおそらく分け隔てなく規律していくことになるのではないかと。まさに何を目的として、このような制度をつくらうとするのかというところからしっかり議論をしていけると良いのではないかと。【生貝構成員】
- 情報提供通信は、基本的には第三者へ提供することを規制の対象とする趣旨だと思うが、通信の当事者に関してもこれは含み得るのか。当事者に関して言えば、普通の規律で制限されていると思うため、含む必要はないのではないかと。もちろん、「同意取得を不要とする情報（案）」の①で抜くということなのかもしれないが、そのようなことをする必要はなく、はっきりと「通信の当事者以外の第三者への情報提供する指令通信」としたほうが良いのではないかと。【高橋構成員】

4 利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた今後の取組の方向性

- 基本的に、この全体の大まかな方向性というのは賛同させていただく。その上で、3ページの図であるウェブサイトのサーバーと第三者のサーバーで、情報送信されている部分について誰が主体になるかということについて、私がいろいろ御支援している事業者さんでは、実際に第三者のサーバーにどのような情報が送られるタグが入っているのかというのをきちんと認識していない事実が結構ある。
これが、さらには入れ子になり、さらにどこかに転送されていくということもあり、無限のチェーンになって、コントロールできないチェーンまで発生していることがあるため、一義的には、この向かいにいるウェブサイトのサーバーのウェブサイトの運営者がしっかりオプトアウトというものができるとことを利用者に対して提示していくということが必要ではないか。そのため、今回ここで提示している考え方、この絵のイメージは、まずはウェブサイト運営者で情報提供指令通信についてしっかり把握した上で、それについてオプトアウトの動線を用意することが基本になるのではないか。【小林構成員】
- 広告表示を念頭に置くと、必ずしもオプトアウト、情報取得が止まることによって、本人にとって、良い結果にならないかもしれないのではないか。ターゲットの精度が落ちることによって、逆に本人に関係のない広告が表示されるということになり得る。ここは、今回の法令の規律の外側にあるとは思いますが、そのようなところも踏まえながら、規律を検討しなければいけないのではないか。【小林構成員】
- 今の規律（案）の中で、「同意の取得を不要とする情報（案）」①の、「必要な情報」ということで、OS情報やファーストパーティークッキー、画面設定等があるが、これは必要な情報として抜くのではなくて、例えばこのOS情報・画面設定・言語設定等はフィンガープリントにも使われている情報であり、ファーストパーティーが必要な情報かもしれないが、サードパーティーにとっては違う目的で使われるものということもあり得るため、この情報なら良いという分けをするのではなく、同じ情報であっても目的が違うため、その目的によって、必要な目的であれば同意を不要とするというような書き方のほうが良いのではないか。【太田構成員】

4 利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた今後の取組の方向性

- ファーストパーティー側で一義的に責任を負うべきである。これは、個人情報の話というよりはむしろその電気通信の話として考えるべきだと思っている。その理由が、左側のウェブサイトを見ていたらいつの間にかそれが広告事業者に取りられていたという問題について、この消費者の気持ちになって考えた場合、それは「何だ、俺がいろんなウェブサイト見たのが全部筒抜けか。」という問題である。

だからこそ、この問題は、通信の秘密を侵害するのではないかということで、プラットフォームサービスに関する研究会で2019年に問題提起をし、結論としては、通信の秘密ではないということになったが、そのようにユーザーから見えていたところ。

右側のアプリの方のSDKの情報収集モジュールの問題も、「俺がアプリを使っていたら、そのアプリから何か関係ないものまで含めて筒抜けか。」ということで、スマートフォンプライバシーイニシアティブができたところ。

そのように、事業者からは違う見方もできるかもしれないが、ユーザーから見た場合には、個人情報というよりは、スマートフォンを握り締めている、あるいはパソコンの前に向かっていて起こったことであって、通信の問題として利用者保護を図るべきことではないか。

もう一つ、先ほど板倉構成員から取得の委託という話があったが、取得の委託であるならば、頼まれたファーストパーティーが責任を負わないかという、そんなことはないと思う。警察からカメラを置いてくれというように店舗運営者が頼まれて、その店舗運営者が警察のカメラを置いたとする。カメラの画像自体は、その店舗運営者はタッチしておらず、警察にだけ行くわけだが、そのときに店舗運営者は、そのままこっそり置いておいて良いかという、そんなことではないと思う。店舗運営者にも責任はあると思う。そのため、ファーストパーティーに大きな責任があると思う。

そして、ファーストパーティーもサードパーティーも併せてかという話もあったが、私は併せてで全然良いと思っている。ただし、その規制の仕方として、サードパーティーがどういうものに当たるのかということの整理は必要である。先ほど小林構成員から、広告事業者から来たものをそのまま載せ込んでいて、ファーストパーティーとしては何も知らないことがあるというような話があったが、第三号事業者に対して、そのようなファーストパーティーの責任を実質的には負うものとして、共犯として、両方規律するというのが良いと思う。

いずれにしてもこれは電気通信の話であり、かつファーストパーティーが一義的な責任を負うものとして、事務局から提案いただいた方向で進めて良いと思う。【森構成員】

4 利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた今後の取組の方向性

- 個人情報保護法と電気通信事業法が分かれてしまうというのは理解したが、結局それは共同管理者概念がないことに起因すると思う。個人情報保護法に管理者及び共同管理者概念を入れることも含めて検討すべき。【板倉構成員】
- オプトインもオプトアウトも情報の取得を対象にする必要がある。今回の新たな規律の趣旨からすると、取得に対する規律であることを明確化する必要がある。【石井構成員】